

令和2年7月31日
国 税 庁

熊本県の一部の地域内に納税地がある法人の皆様への
申告書等用紙に係るお知らせ及び申告・納付等の期限について

この度の令和2年7月豪雨により被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。
国税庁では、本災害の被災状況等に鑑み、国税通則法第11条の規定に基づき熊本
県の一部の地域（以下「指定地域」といいます。）における国税に関する申告・納付
等の期限の延長を行うこととしました。

これにより、指定地域内に納税地がある方につきましては、災害が発生した令和2
年7月4日以後に到来する申告・納付等の期限が、全ての税目について、自動的に延
長されることとなります。

各法人の皆様に対しましては、申告手続の一助として、申告書等用紙（確定申告書
及び予定（中間）申告書）を申告月の前月下旬に発送しているところですが、この国
税に関する申告・納付等の期限の延長措置に伴い、当分の間、指定地域内に納税地が
ある法人の皆様への申告書等用紙の発送を見合わせさせていただきます。

申告書等用紙のご要望がある場合は、最寄りの税務署までお問い合わせください。
（注） e-Tax で申告されている法人の皆様への「申告のお知らせ」につきましても、
当分の間、メッセージボックスへの格納を見合わせさせていただきます。

○熊本県の一部地域（指定地域）

都道府県名	指 定 地 域	(参考) 管轄署
熊 本 県	人吉市 球磨郡球磨村、球磨郡山江村、球磨 郡相良村、球磨郡錦町、球磨郡あさ ぎり町、球磨郡多良木町、球磨郡湯 前町、球磨郡水上村、球磨郡五木村	人吉
	八代市坂本町 葦北郡芦北町	八代